

国立大学法人東京外国語大学職員退職手当規程

〔平成18年3月28日〕
規 則 第23号

改正 平成21年3月31日規則第30号 平成22年3月23日規則第16号
平成23年3月29日規則第4号 平成24年3月30日規則第92号
平成25年1月22日規則第4号 平成25年3月26日規則第20号
平成26年3月27日規則第32号 平成27年3月27日規則第83号
平成28年5月10日規則第73号 平成29年12月19日規則第60号
令和2年1月30日規則第12号 令和4年7月26日規則第52号
令和6年1月29日規則第7号

（目的）

第1条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学職員就業規則（平成16年規則第52号。以下「職員就業規則」という。）第38条の規定に基づき、国立大学法人東京外国語大学（以下「本学」という。）の常勤の職員（役員及び職員就業規則第37条第2項に規定する年俸制適用職員を除く。以下「職員」という。）に対する退職手当の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（支給範囲）

第2条 この規程による退職手当は、職員（職員就業規則第24条の規定により再雇用された者を除く。以下同じ。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合は、その遺族）に支給する。

2 職員が退職した場合において、その者が退職した日又はその翌日に再び職員となったときは、退職手当は支給しない。ただし、任期を付されている職員が退職した場合においては、退職手当を支給することがある。

3 勤続6月未満で退職した場合には、退職手当は支給しない。（第4条のうち傷病または死亡による退職の場合は除く。）

（退職手当の支払）

第3条 この規程による退職手当は、その全額を、現金で、直接この規程によりその支給を受けるべき者に支払わなければならない。ただし、法令で定められたものについては、退職手当の一部を控除して支払うことができる。

2 前項前段の規定にかかわらず、職員が退職手当をその者の預金又は貯金への振込を申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

3 この規程による退職手当は、職員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別な事情がある場合は、この限りでない。

（退職手当の額）

第3条の2 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第7条までの規定により計算した退職手当の基本額に、第7条の2の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

2 この規程により計算した退職手当の確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額）

第4条 次条又は第6条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日（職員就業規則第23条第1項に規定する選択定年制において、満64歳及び満65歳の定年を選択した者（以下「満64歳及び満65歳の選択定年者」という。）については、満63歳に達した日以降における最初の3月31日（満63歳に達した日以降における最初の3月31日以前に退職した場合は退職の日））におけるその者の国立大学法人東京外国語大学給与規程（平成16年規則第54号。以下「職員給与規程」という。）第3条の基本給月額（基本給調整額を含む。）（以下「退職日基本給月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の110
- (3) 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の160
- (4) 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200
- (5) 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160
- (6) 31年以上の期間については、1年につき100分の120

2 前項に規定する者のうち、負傷若しくは病気（以下「傷病」という。）又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（以下「自己都合退職者」という。）に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、同項の規定にかかわらず、前項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 勤続期間1年以上10年以下の者 100分の60
- (2) 勤続期間11年以上15年以下の者 100分の80
- (3) 勤続期間16年以上19年以下の者 100分の90

（11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額）

第5条 11年以上25年未満の期間勤続した者であって、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日基本給月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 職員就業規則第23条に規定する定年（以下「定年」という。）により退職した者
- (2) 11年以上25年未満の期間勤続し、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者
- (3) 任期が満了したことにより退職した者
- (4) 国立大学法人東京外国語大学職員早期退職応募認定制度規程（平成26年規則第31号。以下「早期退職応募認定制度規程」という。）第7条に規定する認定（同規程第2条第1号に係るものに限る。）を受け退職した者

2 前項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で、通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病により退職し、死亡（職務上の死亡を除く。）により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125

(2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5

(3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

(25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第6条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日基本給月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 25年以上勤続し、定年により退職した者

(2) 25年以上の期間勤続し、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者

(3) 25年以上勤続し、任期が満了したことにより退職した者

(4) 経営上又は業務上やむを得ない事由により組織の再編、統合又は縮小若しくは職員数の削減等により退職した者（早期退職応募認定規程第7条に規定する認定（同規程第2条第2号に係るものに限る。）を受け退職した者を含む。）

(5) 職務上の傷病若しくは死亡により退職した者

(6) 25年以上勤続し、早期退職応募認定制度規程第7条に規定する認定（同規程第2条第1号に係るものに限る。）を受け退職した者

2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（同項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150

(2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165

(3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180

(4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105

（基本給月額の減額改定以外の理由により基本給月額が減額されたことのある場合の退職手当の基本額に係る特例）

第6条の2 退職した者の基礎在職期間中に、基本給月額の減額改定（基本給月額の改定をする職員給与規程が制定された場合において、当該規程による改定により当該改定前に受けていた基本給月額が減額されたことをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の基本給月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の基本給月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前基本給月額」という。）が、退職日基本給月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、第4条から前条までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1) その者が特定減額前基本給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前基本給月額を基礎として、第4条から前条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) 退職日基本給月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

イ その者に対する退職手当の基本額が第4条から前条までの規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日基本給月額に対す

る割合

ロ 前号に掲げる額の特定減額前基本給月額に対する割合

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（この規程により退職手当を支給しないこととしている退職を除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの規程による退職手当の支給を受けたこと又は第9条第1項に規定する国立大学法人等職員、第10条第1項に規定する国立大学等役員若しくは第11条第1項に規定する国家公務員等として退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの支給に係る退職の前の期間及び第14条第1項若しくは第16条第1項の規定により退職手当の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより退職手当の支給を受けられなかったことがある者又はこれに準ずる者に該当するに至ったことにより退職したことがある場合における当該退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員、第10条第1項に規定する国家公務員等となったときは、当該退職の日前の期間）を除く。）をいう。

(1) 職員としての引き続いた在職期間

(2) 第9条第2項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされた国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間

(3) 第10条第1項に規定する再び職員となった者の同項に規定する国立大学法人等役員としての引き続いた在職期間

(4) 第10条第2項に規定する国立大学法人等役員としての引き続いた在職期間

(5) 第11条第1項に規定する再び職員となった者の同項に規定する国家公務員等としての引き続いた在職期間

(6) 第11条第2項に規定する場合における国家公務員等としての引き続いた在職期間

(7) 前各号に掲げる期間に準ずるものとして学長が定める在職期間

（定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例）

第7条 第5条第1項及び第6条第1項の規定に該当する者（定年により退職した者、任期が満了することにより退職した者、又は満64歳及び満65歳の選択定年者を除く。）

のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であって、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が定年から20年を減じた年齢以上であるものに対する第5条第1項、第6条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第5条第1項及び第6条第1項	退職日基本給月額	退職日基本給月額及び退職日基本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び退職

		日基本給月額に応じて100分の3 (退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員又は勸奨を受けて退職した者にあつては、100分の2)を乗じて得た額の合計額
第6条の2第1項 第1号	及び特定減額前基本給 月額	並びに特定減額前基本給月額及び特定減額前基本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び特定減額前基本給月額に応じて100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員又は勸奨を受けて退職した者にあつては、100分の2)を乗じて得た額の合計額
第6条の2第1項 第2号	退職日基本給月額に、	退職日基本給月額及び退職日基本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び特定減額前基本給月額に応じて100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員又は勸奨を受けて退職した者にあつては、100分の2)を乗じて得た額の合計額に、
第6条の2第1項 第2号ロ	前号に掲げる額	その者が特定減額前基本給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由によ

		り退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前基本給月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
--	--	---

(退職手当の調整額)

第7条の2 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第6条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日（満64歳及び満65歳の選択定年者については、満63歳に達した日以降における最初の3月31日）の属する月までの各月（第8条第4項各号に掲げる期間のある月（現実に職務をとることを要する日のあった月を除く。）のうち同項の規定により除算されるものを除く。）ごとに、当該各月にその者が属していた次の号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

- (1) 第1号区分 95,400円
- (2) 第2号区分 78,750円
- (3) 第3号区分 70,400円
- (4) 第4号区分 65,000円
- (5) 第5号区分 59,550円
- (6) 第6号区分 54,150円
- (7) 第7号区分 43,350円
- (8) 第8号区分 32,500円
- (9) 第9号区分 27,100円
- (10) 第10号区分 21,700円
- (11) 第11号区分 0円

2 退職した者の基礎在職期間に第6条の2第2項第2号から第7号までに掲げる期間が含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、当該期間において職員として在職していたものとみなす。

3 第1項各号に掲げる職員の区分は、別表のとおりとする。

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

- (1) 退職した者のうち自己都合退職者以外のもののでその勤続期間が1年以上4年以下のもの第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額
- (2) 退職した者のうち自己都合退職者以外のもののでその勤続期間が零のもの 零
- (3) 自己都合退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額
- (4) 自己都合退職者でその勤続期間が9年以下のもの零

(5) 次のいずれかに該当する者 第4条から前条までの規定により計算した退職手当の基本額の100分の8に相当する額

イ 退職日基本給月額が一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の指定職俸給表第8号俸の額に相当する額を超える者

ロ その者の基礎在職期間が全て特別職の職員の給与に関する法律（昭和24年法律第252号）第1条各号（第73号及び第74号を除く。）に掲げる特別職の職員としての在職期間である者

(6) その者の非違により退職した者で学長が別に定めるもの 零

5 退職した者が同一の月において、2以上の職員の区分に属していたこととなる場合には、その者は、当該月において、調整月額が最も高い額となる職員の区分のみに属していたものとする。

6 調整月額のうちその額が等しいものがある場合には、その者の基礎在職期間の末日の属する月に近い月にかかるものを先順位とする。

（一般の退職手当の額にかかる特例）

第7条の3 第6条第1項の規定に該当する者で次の各号に掲げる者に該当する者に対する退職手当の額が、退職の日におけるその者の基本給月額に該当各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第3条の2、第6条、第6条の2及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

(1) 勤続期間1年未満の者 100分の270

(2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360

(3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450

(4) 勤続期間3年以上の者 100分の540

2 前項の「基本給月額」とは、職員給与規程第3条の基本給月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額をいう。

（指定職基本給表を適用されていた職員の退職手当額の特例）

第7条の4 指定職基本給表を適用されていた職員が退職した場合の退職手当の額は、第4条から前条までの規定にかかわらず、当該退職の日に、指定職基本給表を適用された日の前日に受けていた基本給表（以下「異動前の基本給表」という。）が適用されていたとみなし、第4条から前条までの規定を準用して計算した退職手当の額に相当する額とし、第7条の2に規定する退職手当の調整額は、指定職基本給表が適用されていた期間を異動前の基本給表が適用されていたとみなして調整月額の順位を付すものとする。この場合における当該退職の日における基本給の月額は、当該職員が指定職基本給表を適用された日の前日における基本給の月額を基礎とし、指定職基本給表への異動がなく引き続き異動前の基本給表の適用を受けていたものとして再計算した場合に得られる基本給の月額とする。

（勤続期間の計算）

第8条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。

2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。ただし、満64歳及び満65歳の選択定年者については、職

員となった日の属する月から満63歳に達した日以降における最初の3月31日までの月数による。

- 3 職員が退職した場合（懲戒解雇処分又はこれに準ずる処分を受けた者を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。
- 4 前3項の規定による在職期間のうち次の各号に掲げる期間のある月（現実に職務をとることを要する日のあった月を除く。）が1以上あったときは、当該各号に定める月数を前3項の規定により計算した在職期間から控除する。
 - (1) 国立大学法人東京外国語大学職員の採用、離職等に関する規程（平成16年規則第56号。以下「採用、離職等に関する規程」という。）第21条第1項第1号（職務上の傷病及び通勤による傷病を除く。）、第2号、第4号から第6号及び第8号の規定による休職の期間 その月数の2分の1に相当する月数
 - (2) 職員就業規則第57条第3号の規定による出勤停止期間 その月数の2分の1に相当する月数
 - (3) 国立大学法人東京外国語大学職員育児休業等規程（平成16年規則第58号）の規定による育児休業又は出生時育児休業の期間 当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間にあってはその月数の3分の1、それ以外の期間にあってはその月数の2分の1に相当する月数
 - (4) 国立大学法人東京外国語大学職員介護休業等規程（平成16年規則第59号）第3条第2項による介護休業の期間 その月数の3分の1に相当する月数
 - (5) 採用、離職等に関する規程第21条第1項第3号の規定による休職の期間 その月数
 - (6) 採用、離職等に関する規程第21条第1項第9号の規定による休職の期間 学長が別に定める
- 5 前4項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満（第4条第1項（傷病又は死亡による退職にかかる部分に限る。）、第5条第1項又は第6条第1項の規定により退職手当の基本額を計算する場合にあっては、1年未満）の場合には、これを1年とする。
- 6 前項の規定は、前条の規定による退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。

（他の国立大学法人等の職員との在職期間の通算）

第9条 職員が引き続いて他の国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人高等専門学校機構、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構、独立行政法人メディア教育開発センター、独立行政法人宇宙航空研究開発機構及び独立行政法人大学入試センター（以下「他の国立大学法人等」という。）の職員（独立行政法人宇宙航空研究開発機構にあっては教育職員に限る。以下同じ。）となり、その者の職員としての勤続期間が、当該他の国立大学法人等の退職手当（これに相当する給付を含む。）に関する規定によりその者の当該他の国立大学法人等における職員としての勤続期間に通算されることと定められているときは、退職手当は支給しない。

- 2 前条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、他の国立大学法人等の

職員が引き続き職員となったときにおけるその者の他の国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

3 前項の場合における他の国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間の計算については、前条第1項から第4項までの規定を準用する。

(国立大学法人等の役員との在職期間の通算)

第10条 職員が引き続いて国立大学法人等の役員(常時勤務することを要しない者を除く。)となり、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の役員の退職手当(これに相当する給付を含む。)に関する規定によりその者の当該国立大学法人等における役員としての勤続期間に通算されることと定められているときは、退職手当は支給しない。

2 第8条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、国立大学法人等の役員が引き続き職員となったときにおけるその者の国立大学法人等の役員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

3 前項の場合における国立大学法人等の役員としての引き続いた在職期間の計算については、第8条第1項から第4項までの規定を準用する。

(役員の内職期間を有する職員の退職手当の額の特例)

第10条の2 引き続いた役員の内職期間を有する職員の退職手当の額は、第4条から第7条の4までの規定により計算される額にかかわらず、当該職員に係る役員の内職期間について、当該役員の内職に依り、これを増額し又は減額することができる。

(役員就任に伴う職員の退職手当の額の特例)

第10条の3 職員が、63歳となる年度の4月2日以降に引き続いて職員から役員に就任する場合には、役員就任時に、職員の内職に係る退職手当を支給することとする。この場合における退職手当の額は、定年により退職したとみなし、第4条から第6条の2及び第7条の2から第7条の4までの規定を準用して計算した退職手当の額に相当する額とする。

(国等の職員として内職後引き続き職員となった者に対する退職手当に係る特例)

第11条 職員のうち、学長の要請に依り、引き続いて国、特定独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人をいう。以下同じ。)、若しくは地方公共団体(退職手当に関する条例等において、職員が学長の要請に依り、引き続いて当該地方公共団体に使用される者となった場合に、職員としての勤続期間を当該地方公共団体に使用される者としての勤続期間に通算することを定めている地方公共団体に限る。)又は国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号。以下「退職手当法」という。)第7条の2第1項に規定する公庫等(国立大学法人等を除く。)退職手当に関する規程等において、引き続いて当該公庫等に使用される者となった場合に、職員としての勤続期間を当該公庫等に使用される者としての勤続期間に通算することを定めている公庫等に限る。)(以下「国等の機関」という。)に使用される者(以下「国家公務員等」という。)となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員等として内職(その者がさらに引き続き当該国家公務員等以外の他の国等の機関に係る国家公務員等として内職した場合を含む。)した後引き続いて再び職員となった者の第8条第1項の規定による内職期間の計算については、先の職員としての内職

職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

- 2 国家公務員等が、国等の機関の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合におけるその者の職員としての引き続いた在職期間には、その者の国家公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。
- 3 前2項の場合における国家公務員等としての在職期間の計算については、第8条第1項から第4項までの規定を準用する。
- 4 職員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合又は第2項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合又は職員が退職し、他の国立大学法人等の職員となった場合においては、この規程による退職手当は、支給しない。
- 5 国家公務員等がその身分を保有したまま引き続いて職員となった場合におけるその者の在職期間の計算については、職員としての在職期間は、なかったものとみなす。

(定年前に退職する意思を有する職員の募集等)

第11条の2 本学が実施する定年前に退職する意思を有する職員の募集及びこれに係る退職手当の支給については、本規程によるもののほか、次の各号に掲げる規程の定めるところによる。

- (1) 恒常的に行う募集 国立大学法人東京外国語大学教員早期退職特例制度規程
(平成24年規則第102号)及び国立大学法人東京外国語大学職員早期退職特例制度規程(平成24年規則第103号)
- (2) 臨時的に行う募集 早期退職応募認定制度規程
(遺族の範囲及び順位)

第12条 第2条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者(婚姻の届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
- (3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
- (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの

2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

(遺族からの排除)

第13条 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

- (1) 職員を故意に死亡させた者
- (2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる

先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者
(懲戒解雇等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

第14条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、当該退職をした者(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る退職手当の額の支払いを受ける権利を承継した者)に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が本学の業務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が本学に対する社会一般の信頼に及ぼす影響等を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこと(以下「支給制限」という。)ができる。

(1) 職員就業規則第56条第2項の規定による懲戒解雇処分その他の職員としての身分を当該職員の非違を理由として失わせる処分(以下「懲戒解雇等処分」という。)を受けて退職した者

(2) 職員就業規則第25条の規定による解雇をされた者(採用、離職等に関する規程第19条第3項第1号に該当する場合は除く。)

2 職員就業規則第56条第2項の規定により諭旨解雇された者の退職手当の額は、第3条の2の規定により計算される額に関わらず、減額することができる。

3 学長は、前2項の規定による支給制限を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該支給制限を受けるべき者に通知しなければならない。

4 前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を民法(明治29年法律第89号)第98条第2項に定める方法によって公示することをもって通知に代えることができる。この場合においては、民法第98条第3項の規定により、その公示した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

(退職手当の支払の差止め)

第15条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の額の支払を差し止めるものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) 退職をした者に対しまだ当該退職手当の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されたとき。

2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る退職手当の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、当該退職をした者に対し、当該退職手当の額の支払を差し止めることができる。

(1) 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し退職手当の額を支払うことが本学に対する社会一般の信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。

(2) 当該退職をした者について、当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為（在職期間中の職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして懲戒解雇等処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき。

3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対し、まだ当該退職手当の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、学長は、当該遺族に対し、当該退職手当の額の支払を差し止めることができる。

4 第1項又は第2項の規定による支払の差止めを行った学長は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払の差止めを取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払の差止めを受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払の差止めの目的に明らかに反すると認めるときは、この限りではない。

(1) 当該支払の差止めを受けた者について、当該支払の差止めの理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合

(2) 当該支払の差止めを受けた者について、当該支払の差止めの理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による退職手当の支給制限を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) 当該支払の差止めを受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による退職手当の支給制限を受けることなく、当該支払の差止めを受けた日から1年を経過した場合

5 学長は、第3項の規定による支払の差止めを受けた者が次条第2項の規定による退職手当の支給制限を受けることなく当該支払の差止めを受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払の差止めを取り消さなければならない。

6 前2項の規定は、学長が、当該支払の差止め後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該退職手当の額の支払を差し止める必要がなくなったとして当該支払の差止めを取り消すことを妨げるものではない。

7 前条第3項及び第4項の規定は、支払の差止めについて準用する。

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第16条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る退職手当の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第14条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の退職手当の額との権衡を勘案して、当該退職手当の支給制限ができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴された場合にあつては、基礎在

職期間中の行為に係る刑事事件に限る。) に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 学長が、当該退職をした者について、当該退職後に当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該退職手当の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、学長は、当該遺族に対し、第14条第1項に規定する事情を勘案して、当該退職手当の支給制限ができる。

3 学長は、第1項第2号又は前項の規定による支給制限をしようとするときは、当該支給制限を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

4 第14条第3項及び第4項の規定は、第1項及び第2項の規定による退職手当の支給制限について準用する。

5 支払の差止めに係る退職手当に関し第1項又は第2項の規定により当該退職手当の支給制限がなされたときは、当該支払の差止めは、取り消されたものとみなす。

（退職をした者の退職手当の返還）

第17条 退職をした者に対し当該退職に係る退職手当の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、当該退職をした者に対し、第14条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該退職手当の額の全部又は一部の返還を求めることができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 学長が、当該退職した者について、当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2 前項第2号に該当するときにおける同項の規定による返還請求は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。

3 学長は、第1項の規定による返還請求を行おうとするときは、当該返還請求を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

4 第14条第3項の規定は、第1項の規定による返還請求について準用する。

（遺族の退職手当の返還）

第18条 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対し当該退職手当の額が支払われた後において、前条第1項第2号に該当するときは、学長は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第14条第1項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該退職手当の額の全部又は一部の返還を求めることができる。

2 第14条第3項及び前条第3項の規定は、前項の規定による返還請求について準用す

る。

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納入)

- 第19条 退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し当該退職に係る退職手当の額が支払われた後において、当該退職手当の額の支払を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から6月以内に第17条第1項又は前条第1項の規定による返還請求を受けることなく死亡した場合(次項から第4項までに規定する場合を除く。)において、学長が、当該退職手当の受給者の相続人(包括受遺者を含む。以下この条において同じ。)に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、学長は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納入を求めることができる。
- 2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第17条第3項又は前条第2項の規定による意見聴取のための通知を受けた場合において、第17条第1項又は前条第1項の規定による返還請求を受けることなく死亡したとき(次項から第4項までに規定する場合を除く。)は、学長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納入を求めることができる。
- 3 退職手当の受給者(遺族を除く。以下この項から第4項までにおいて同じ。)が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴された場合(第15条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。)において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第17条第1項の規定による返還請求を受けることなく死亡したときは、学長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納入を求めることができる。
- 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴された場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第17条第1項の規定による返還請求を受けることなく死亡したときは、学長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納入を求めることができる。
- 5 前各項の規定による納入請求に基づき納入する金額は、第14条第1項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生

計の状況その他の事情を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納入する金額の合計額は、当該退職手当の額を超えることとなつてはならない。

6 第14条第3項及び第17条第3項の規定は、第1項から第3項までの規定による納入請求について準用する。

(支給制限等を行う場合の審査)

第20条 学長は、第16条第1項第2号若しくは第2項、第17条第1項、第18条第1項又は第19条第1項から第4項までの規定による処分を行おうとするときは、別に定める審査の上行うものとする。

(新年俸制職員給与規程の適用を受ける職員の特例)

第21条 第2条、第3条の2、第4条から第7条の2及び第8条第1項の規定にかかわらず、新年俸制職員給与規程の適用を受ける職員の退職手当に関する事項は、別に定める。

(補則)

第22条 この規程の実施に関し、その他必要な事項は、退職手当法の適用を受ける職員の例に準ずるものとする。

附 則

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

2 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第4条から第6条の2まで及び附則第13項から第21項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第7条の3第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第2項」とする。

3 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者で第4条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第6条の2及び附則第16項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

4 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者で第6条又は附則第14項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第2項の規定の例により計算して得られる額とする。

5 当分の間、42年を超える期間勤続して退職した者で第4条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同条の規定にかかわらず、その者が第6条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として附則第2項の規定の例により計算して得られる額とする。

6 退職した者の基礎在職期間中に基本給月額の変額改定によりその者の基本給月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の基本給月額が減額前の基本給月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする職員給与規程の適用を受けたことがあるときは、この規程による基本給月額には、当該差額を含まないものとする。ただし、第7条の3第2項に規定する基本給月額に含まれる基本給の月額については、この限りでない。

7 職員が退職した場合において、その者がこの規程の施行の日（以下「施行日という。」）の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日

までの勤続期間及び同日における級号に対応する職員給与規程に定める基本給月額を基礎として、この規程制定前の国立大学法人東京外国語大学職員退職手当規程（以下「旧規程」という。）第4条から第9条までの規定により計算した退職手当の額が、この規程による国立大学法人東京外国語大学退職手当規程（以下「新規程」という。）第4条から第7条の4までの規定及び附則第2項から第6項までの規定により計算した退職手当の額（以下「新規程退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

8 職員が施行日以後平成21年3月31日までの間に退職した場合において、その者についての新規程退職手当額がその者が施行日の前日における級号に対応する基本給月額を退職の日の基本給月額とみなして、旧規程第4条から第9条までの規定により計算した退職手当の額（以下「旧規程退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、新規程退職手当の額から次の各号に定める額を控除した額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。

(1) 退職した者でその勤続期間が25年以上の者 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が100,000円を超える場合には、100,000円）

イ 新規程第7条の2の規定により計算した退職手当の調整額の100分の5に相当する額

ロ 新規程退職手当から旧退職規程手当額を控除した額

(2) 施行日以後平成19年3月31日までの間に退職した者でその勤続期間が24年以下の者 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が1,000,000円を超える場合には、1,000,000円）

イ 新規程第7条の2の規定により計算した退職手当の調整額の100分の70に相当する額

ロ 新規程退職手当から旧退職規程手当額を控除した額

(3) 平成19年4月1日以後平成21年3月31日までの間に退職した者でその勤続期間が24年以下の者 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が、500,000円を超える場合には、500,000円）

イ 新規程第7条の2の規定により計算した退職手当の調整額の100分の30に相当する額

ロ 新規程退職手当から旧退職規程手当額を控除した額

9 基礎在職期間の初日が施行日前である者に対する新規程第6条の2規定の適用については、同条第1項中「基礎在職期間」とあるのは、「基礎在職期間（施行日以後の期間に限る。）」とする。

10 職員を退職した者で、その者の基礎在職期間のうち施行日以後の期間に、職員以外の在職期間が含まれる者に対する新規程第6条の2の規定の適用については、その者が当該職員以外の職員として受けていた基本給月額は、同条第1項に規定する基本給月額には該当しないものとみなす。

11 新規程第7条の2の規定により退職手当の調整額を計算する場合において、基礎在職期間の初日が平成8年4月1日前である者に対する同条の規定の適用については、次

の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれの同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第1項	その者の基礎在職期間（	平成8年4月1日以後のその者の基礎在職期間（
第2項	基礎在職期間	平成8年4月1日以後の基礎在職期間
第4項第6号ロ	その者の基礎在職期間	平成8年4月1日以後のその者の基礎在職期間

12 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの在職期間に対する新規程第7条の2の規定により退職手当の調整額を計算する場合における別表の適用については、次の各号に掲げる期間は、当該各号の表に掲げるとおりとする。

(1) 平成8年4月1日から平成16年3月31日までの間の基礎在職期間

区分	行政職俸給表 (一)	行政職俸給表 (二)	教育職俸給表 (一)	医療職俸給表 (一)	指定職俸給表
第1号					9号俸以上
第2号					4～8号俸以上
第3号					1～3号俸以上
第4号	11級				
第5号	10級		5級（役職加算20%）		
第6号	9級		5級 （上記以外）	7級	
第7号	8級		4級（役職加算15%）	6級	
第8号	7級	6級（統括的業務を行う長）	4級 （上記以外）	5級	
第9号	6級	6級 （上記以外）	3級	4級	
第10号	5級 4級 勤続25年以上	5級 4級 3級（在級期間が120月を超える者に限る。）	2級（役職加算5%）	3級 2級（在級期間が360月を超えるものに限る。）	

退職者のみ勘案する					
第 11 号	上記のいずれにも該当しない者				

注 上記の俸給表以外の俸給表の適用を受けていた者の職員の区分の適用については、国家公務員退職手当法施行令（昭和 28 年政令第 215 号）の定めるところに準ずる。

(2) 平成 16 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までの間の基礎在職期間

区分	事務・技術職 基本給表	技能職基本給表	教育職基本給表	医療職基本給表	役員
第 1 号					
第 2 号					学長 理事
第 3 号					
第 4 号	11 級				
第 5 号	10 級		5 級（役職加算 20%）		
第 6 号	9 級		5 級 （上記以外）		
第 7 号	8 級		4 級（役職加算 15%）		
第 8 号	7 級		4 級 （上記以外）		
第 9 号	6 級		3 級		
第 10 号	5 級 4 級	3 級（在級期間が 120 月を超える者に限る。）	2 級（役職加算 5%）	3 級 2 級（在級期間が 360 月を超えるものに限る。）	

	のみ 勘 案 す る					
第 11 号	上記のいずれにも該当しない者					

注 上記の基本給表以外の基本給表の適用を受けていた者の職員の区分の適用については、国家公務員退職手当法施行令（平成 28 年政令第 215 号）の定めるところに準ずる。

- 1 3 当分の間、第 5 条第 1 項の規定は、11 年以上 25 年未満の期間勤続した者であって、60 歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（同項又は同条第 2 項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第 4 条の規定の適用については、同条第 1 項中「又は第 6 条」とあるのは、「、第 6 条又は附則第 1 3 項」とする。
- 1 4 当分の間、第 6 条第 1 項の規定は、25 年以上の期間勤続した者であって、60 歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（同条第 1 項又は第 2 項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第 4 条の規定の適用については、同条第 1 項中「又は第 6 条」とあるのは、「、第 6 条又は附則第 1 4 項」とする。
- 1 5 前 2 項の規定は、教員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。
- 1 6 国立大学法人東京外国語大学職員給与規程（令和 6 年 1 月 29 日規則第 4 号）附則第 2 項の規定による職員の基本給月額の設定は、基本給月額の減額改定に該当しないものとする。
- 1 7 当分の間、第 5 条第 1 項第 2 号及び第 4 号並びに第 6 条第 1 項第 2 号、第 4 号及び第 6 号に掲げる者に対する第 7 条の規定の適用については、第 7 条の表中「定年」とあるのは、「定年（附則第 1 8 項の表の各号に掲げる年齢とする。）」とする。
- 1 8 当分の間、第 5 条第 1 項第 4 号並びに第 6 条第 1 項第 4 号及び第 6 号に掲げる者（次の表（教員の区分を除く。）の左欄に掲げる者であって、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢を超える者に限る。）に対する第 7 条の規定の適用については、第 7 条第 1 項中「6 月」とあるのは「0 月」と、第 7 条の表中「100 分の 3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が 1 年である職員又は勸奨を受けて退職した者にあつては、100 分の 2）」とあるのは「100 分の 3」とする。

教員以外の職員	満 60 歳
教員	満 63 歳

- 1 9 当分の間、第 5 条第 1 項第 4 号及び第 6 条第 1 項（第 1 号及び第 3 号を除く。）に規定する者に対する第 7 条の規定の適用については、同条中「20 年を」とあるのは「15 年を」とするほか、同条中「その年齢が定年」とあるのは「その年齢が定年（附則第

18項の表の各号に掲げる年齢とする。)とする。

20 当分の間、第6条第1項第4号及び第5号に掲げる者であつて、附則第18項の表の左欄に掲げる者が、それぞれ同表の右欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第7条の規定の適用については、第7条の表中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員又は勸奨を受けて退職した者にあつては、100分の2）」とあるのは「附則第18項の表の左欄に掲げる者の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数（以下「改定前定年前年数」という。）に100分の3を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数（以下「改定後定年前年数」という。）で除して得た割合」とする。

21 当分の間、第6条第1項第4号及び第5号に掲げる者であつて、附則第18項の表（教員の区分を除く。）の左欄に掲げる者が、それぞれ同表の右欄に掲げる年齢に達する日以後に退職したときにおける第7条の規定の適用については、第7条の表中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員又は勸奨を受けて退職した者にあつては、100分の2）」とあるのは「100分の2を改定後定年前年数で除して得た割合」とする。

22 国立大学法人東京外国語大学職員退職規程（平成16年規則第63号）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

2 平成23年3月31日に定年退職となる者において、満63歳となる日以降に退職した場合には、定年により退職したとみなし、退職手当を支給する。

附 則

この規程は、平成23年3月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成25年3月1日から施行する。

2 次の各号に掲げる期間に退職する者に対する国立大学法人東京外国語大学職員退職手当規程制定時の附則第2項の適用については、同項の規定に関わらず、第4条から第6条の2までの規定により計算した額にそれぞれ次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 平成25年3月1日から平成25年9月30日 100分の98

(2) 平成25年10月1日から平成26年6月30日 100分の92

附 則

この規程は、平成25年3月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年5月10日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年1月29日から施行する。

別表（第7条の2第3項関係）

平成18年4月1日以後の基礎在職期間

区 分	事務・技術職 基本給表	技能職基本給表	教育職基本給表	医療職基本給表	役 員
第1号					
第2号					学長 理事
第3号	10級				
第4号	9級				
第5号	8級		5級（役職加 算20%） 指定職		
第6号	7級		5級 （上記以外）		
第7号	6級		4級（役職加 算15%）		
第8号	5級		4級 （上記以外）		
第9号	4級		3級		

第 10 号	3 級	3 級（在級期間が 120 月を超える者に限る。）	2 級（役職加算 5%）	3 級 2 級（在級期間が 360 月を超えるものに限る。）	
第 11 号	上記のいずれにも該当しない者				

注 上記の基本給表以外の基本給表の適用を受けていた者の職員の区分の適用については、
国家公務員退職手当法施行令（昭和 28 年政令第 215 号）の定めるところに準ずる。